

第 26 号様式（第 63 条関係）

令和 7 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋運動公園外17施設		
所在地	鹿屋市向江町29番1号外		
指定管理者	名称： <u>特定非営利活動法人 かのや健康・スポーツクラブ</u> 代表者： <u>理事長 堀内 航司</u> 住所： <u>鹿屋市向江町29番1号</u> 連絡先： <u>0994-41-9988</u>		
モニタリングの実施経過	●月例報告（月例及び年度報告書） ●現地調査 ●ヒアリング調査		
担当部課 （問合せ先）	市民生活部 建設部	市民スポーツ課 都市政策課	電話0994-31-1139 内線3591 電話0994-31-1148 内線3453

【モニタリングの総合評価】

全体的に、良好な管理、運営を行っており、条例に則し、適正で公平な利用受付及び許可に努めている。

施設の安全対策については、消防訓練やAED講習の受講、緊急時対応マニュアル及び緊急連絡網の作成、職員への指導等を通して、利用者が安心して施設を活用できるよう努めている。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・物価高騰に伴う経費削減の取り組み
- ・全施設のインターネット予約受付への対応
- ・ホームページを利用した情報提供の取り組み

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・老朽化した施設の計画的な改修等を検討する。
- ・スポーツ競技人口拡充に向けた取組。

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

①合目的性・公平性・効果性

- 全体的に利用者数は野里運動公園の開設に伴い減少しているが、利用料金については前年度を上回っている。
- 利用者が多い体育館やテニス場は利用許可ルールを定めて運用し、公平で適切な利用許可に努めている。また、細かく利用調整を行い、多くの方が利用できるように努めている。
- スポーツ競技以外にも保育園・幼稚園の運動会等の利用が高まっているが、競技団体の利用と調整し、円滑な施設運営を務めている。

施設	令和7年度		令和6年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
鹿屋中央公園	133,280	12,187,345	147,718	11,538,315
鹿屋運動公園	56,635	519,220	63,881	511,400
西原健康運動公園	6,424	306,200	7,948	449,230
市民いこいの森運動広場	10,807	7,600	8,167	10,960
合計	207,146	13,020,365	227,714	12,509,905

(2)業務内容

①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

- 屋外施設については、グラウンドキーパーを設定し、グラウンド・芝の適正な管理体制に努めている。
- プール利用時期には、使用前後の点検や清掃、水質検査を行い、安全なプール運営に努めている。また、飲料水の販売や敷地内の散水を行い、熱中症・脱水症状等の対策を実施し、利用者が安全に利用できるように努めている。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

- 朝礼は各エリアで毎朝実施しており、各エリアの主任を中心に作業指示を実施。全体での職員ミーティングは月1回、パート職員は3ヶ月に1回実施し、情報共有を図っている。

③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

- 年間の事業計画、収支予算を作成し、計画的に事業を行っている。
- 個人情報については施錠できる場所での管理を行い、廃棄する文書はシュレッダー処理をし、個人情報の漏洩がないよう適切に管理している。
- 会計については会計主任、業務主任が二重で確認をしている。

④安全性（安全管理・緊急時等の対応）

- 防災設備については年2回、外部委託での点検し、防災訓練を年2回実施している。
- プール利用開始前に監視スタッフは救命救急講習を受講し、利用者が安全に利用できるように努めている。
- スポーツ救急員公認インストラクターを取得し、不測の事故等に迅速に対応できる体制づくりを強化している

⑤社会性（環境等への配慮）

- スタッフ、利用者への節電の呼びかけや、漏水の早期発見・修繕等の節水、ゴミの分別を実施することによる環境への配慮を行っている。

○緑のカーテンを採用し、CO₂削減に努めている

(3)事業収支

①経済性

- 月例報告及び年度報告書から、管理経費は効率的、効果的に使用していると評価できる。また、経理については会計士が確認しており適正である。
- 修繕や委託時には低価格かつ信頼できる業者に依頼するとともに、消耗品についても低価格の物を購入し、経費の節約に努めている。

(4)団体の経営状態

①経営の健全性

- 財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について問題ないと判断する。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	鹿屋運動公園外17施設		所管課：市民スポーツ課 都市政策課
所在地	鹿屋市向江町29番1号外		設置年月日：昭和45年10月10日
設置目的	市民一般の体育及びスポーツその他健康で文化的な各種行事並びに集会の用に供するため		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市体育館条例、鹿屋市武道館条例、鹿屋市都市公園条例、鹿屋市健康ふれあい運動広場条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	146,720.078㎡
		延床面積	100,274.000㎡
	事業概要	《有料》条例に基づき使用料を徴収 (1) 利用許可、不許可、取消等に関する業務 (2) 利用料金等の徴収、減免、還付等に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 施設の利用促進に関する業務	

2 経営分析評価指標

①事業収支	△493,456円	④外部委託費比率	8.0%
②利用料金比率	17.9%	⑤利用者あたり管理運営コスト	351.6円/一人
③人件費比率	56.3%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	282.3円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場・相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場 359日 ※中央公園水泳プールについては、7月26日～8月31日の期間開放 ※その他の施設は閉場日の規定なし。	体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場・相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場 359日 ※台風第10号の影響により8月21日については夜間のみ休館 ※中央公園水泳プールについては、7月26日～8月31日の期間開放 ※その他の施設は閉場日の規定なし。

開館時間	<p>体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場については午前8時30分～午後10時まで。</p> <p>相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場・市民いこいの森運動広場ラグビー等競技場については午前8時30分～午後5時まで。</p> <p>水泳プールについては午前9時～午後5時まで。</p> <p>その他の施設については利用時間の規程なし。</p>	<p>体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場については午前8時30分～午後10時まで。</p> <p>相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場・市民いこいの森運動広場ラグビー等競技場については午前8時30分～午後5時まで。</p> <p>水泳プールについては午前9時～午後5時まで。</p> <p>その他の施設については利用時間の規程なし。</p>
事業開催		

4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	体育館	3,743
	武道館	1,930
	第二武道館	749
	弓道場	807
	サッカー場兼 ソフトボール場	215
	中央公園 テニス場	4,106
	相撲場	7
	プール	2,531
	ラグビー場	53
	市民いこいの森 多目的広場	243
	シャワー室	0
	健康公園 テニス場	513
	健康公園 多目的広場	62
	陸上競技場	878
	屋内運動場	269
	野球場	144
	計	16,250
施設利用 人数	体育館	54,326
	武道館	28,710
	第二武道館	5,437
	弓道場	7,228

	サッカー場兼 ソフトボール場		6,001
	中央公園 テニス場		27,561
	相撲場		230
	プール		3,787
	ラグビー場		1,539
	市民いこいの森 多目的広場		9,268
	シャワー室		0
	健康公園 テニス場		3,376
	健康公園 多目的広場		3,048
	陸上競技場		34,663
	屋内運動場		14,525
	野球場		7,447
	計		207,146

5 事業収支

(単位：千円)

	項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等利 用収入	体育館		4,836
	武道館		1,359
	第二武道館		229
	弓道場		124
	サッカー場兼 ソフトボール場		122
	中央公園 テニス場		5,259
	相撲場		2
	プール		256
	ラグビー場		8
	市民いこいの森 多目的広場		-
	シャワー室		-
	健康公園 テニス場		306
	陸上競技場		51
	屋内運動場		203
野球場		265	

	計	11,160	13,020
その他料金収入		0	0
自主事業収入		100	71
指定管理料		57,948	58,478
その他収入		497	639
繰越金		0	128
収入計 (A)		69,705	72,336
人件費		37,211	40,979
修繕費		1,942	1,848
光熱水費		15,716	14,903
委託料		5,689	5,814
租税		4,200	4,070
管理費		4,947	5,221
支出計 (B)		69,705	72,835
収支 (A) - (B)		0	△499

指定管理者自己評価表

令和 8 年 5 月 29 日

指定管理者 かのや健康・スポーツクラブ

施 設 名 鹿屋運動公園等

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	③・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	③・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	③・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・①
総合評価 (所感)	令和7年度の施設利用者数は野里運動公園開設に伴い若干の減少、施設利用料金収入は増加しているが近年の物価高騰の影響が大きく経費の上昇率のほうが高い。今年度は想定外の支出が多く、公用車2台の入れ替え、職員の疾患による交代要員の人件費、韓国野球合宿受け入れに伴うグラウンド整備と備品購入、プール漏水等で非常に厳しい状況であった。人事面では建設業経験者を技術者として使用したことで重機を使用してのグラウンド整備の質向上を図ることが出来た。	

【自己評価の採点基準】 「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。